週休２日モデル工事に係る特記仕様書

（目的）

１　建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。このため、土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする取組を試行的に行うことにより、工期設定の検証や週休２日の普及に向けた効果、課題を把握する。

（週休２日の定義）

２（１）週休２日モデル工事の対象期間は、現場着手日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間とする。

　　　※非対象期間とは、夏季休暇（３日間）、年末年始休暇（６日間）、工場製作のみを行う期間等とする。

　（２）対象期間中、原則として土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請け業者を含む）。ただし、現場の特性や天候等により、現場休工日に工事現場を稼働させた場合は、対象期間内で別の日に現場休工日を振替できるものとする。

　　　※地元調整や降雨により、土・日に作業を行い、振替を行った場合は週休２日が実施できたこととする。

　　　※現場休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含め１日を通して現場事務所が閉鎖された状態をいう。

（受注者の取組内容）

３　受注者は対象期間中、毎月、条件を満たす休日等取得計画／実績書を作成し、発注者に提出すること。

４　受注者は対象期間中、毎月、上記で作成した休日等取得計画／実績書に現場の休工実績を追記し、発注者に提出すること。

５　受注者は、下請業者に対し、週休２日モデル工事の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

（各工事費率の補正）

６　対象期間中において週休２日（４週８休以上（現場休工率28.5％以上））を達成できた場合、精算時に、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、以下の係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。

労務費　　　　 ：１．０５

　　機械経費（賃料）：１．０４

　　共通仮設費率　 ：１．０４

　　現場管理費率　 ：１．０５

※現場休工率とは、対象期間において現場休工が実施された日の割合をいう。

（アンケートの実施）

７　モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成報告書提出日までに別に定めるアンケートに回答すること。週休２日を達成できなかった場合でも同様に回答すること。

（現場休工に係る調査）

８　モデル工事の現場休工について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場休工に係る調査をすることがある。

（工事成績評点等）

９（１）発注者は、受注者の週休２日の達成状況や週休２日モデル工事の実施にあたり必要な書類の提出状況等に応じて、当該工事に係る検査において加点評価を行う。

　（２）発注者は、受注者が週休２日を達成できなかった場合において、原則、文書による是正指示や当該工事に係る検査における減点評価を行わないものとするが、休日等取得計画／実績書の提出を拒むなど明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られない場合は、当該工事に係る検査において減点評価を行う。